

平成 28 年 6 月

平成 29 年度

税制改正に関する要望

東京税理士政治連盟

[要望項目]

はじめに

【重要要望項目】

1. 消費税の複数税率制度を見直すこと。 … 2 頁
2. インボイス制度の導入は、事業者の事務負担を増加させ、免税事業者が取引から排除される虞があるため、現行の請求書等保存方式を維持すべきである。 … 2 頁
3. 法人税改革にあたっては、中小法人の厳しい経営環境を十分に配慮のうえ、課税のあり方を慎重に検討すること。 … 2 頁

【個別要望項目】

I 個別税法改正項目

1. 消費税関係
 - (1) 税率引き上げに伴い、消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。とくに予測性が求められる規定（選択届出制）については、課税の公平が損なわれる虞があるため早急に整備すること。 … 3 頁
 - ① 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること。 … 3 頁
 - ② 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。 … 4 頁
 - (2) 中間申告による納税を任意に選択できる制度に拡充すること。 … 4 頁
2. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。 … 4 頁
3. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越を認めること。また不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること。 … 5 頁
4. 少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げること。また、これに伴い一括償却資産の損金算入制度は廃止すること。 … 5 頁
5. 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度の簡素化を図ること。 … 5 頁
6. 取引相場のない株式の評価方法を見直すこと。 … 6 頁
7. 所得控除全体の見直しを行い、必要に応じ簡素な税額控除制度等の導入も検討すること。 … 7 頁
8. 印紙税制度を見直し、簡素にすること。 … 7 頁

II 納税環境整備に関する項目

1. 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。 … 8 頁
2. 国税通則法第 1 条（目的）に「納税者の権利利益に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。 … 8 頁

3. マイナンバー制度については、厳格かつ適切な運用が必要であり、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと。また個人については、別途個人事業主番号の制度を設けること。 … 9 頁
4. 電子申告の利用推進のため、受付時間の拡大等を図ること。 … 9 頁
5. 「災害税制に関する基本法」を恒久法して整備すること。

III 国及び地方公共団体の会計制度改革

… 9 頁

税制改正に関する要望

平成 28 年 6 月
東京税理士政治連盟

はじめに

本要望書は、当連盟の従来からの基本的な考え方を踏襲しながら、傘下 48 単位税理士政治連盟からの意見を集約し、東京税理士会の建議権を基本とした「平成 29 年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」(以下「意見書」という。) に掲げられた項目を実現するために、作成したものである。したがって、要望項目の多くは、意見書に掲げられた項目であり、強く実現を求めるものである。

税理士法第 1 条は、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と税理士の使命を定めている。税理士は、この崇高な使命と建議権に則り、日常の税理士業務において納税者と接している専門家の立場から、納税者のための民主的な租税制度の確立のために尽力すべきである。

租税には、国や地方公共団体などの公共部門の活動を維持するための財源として、金銭その他の財貨を法律に従い、強制的に徴収する機能を有している。安定財源の確保という租税の直接的な目的を達成するためには、租税の機能と効果を考慮しつつ、国民との信頼関係のなかで経済政策と社会環境の整備に即応する税制を考えていく必要がある。それゆえ、国民との信頼構築にあたっては、複式簿記に基づく発生主義会計の導入により財務諸表の信頼性と検証可能性を高めることにより国民の理解を得るとともに、世代間の公平その他負担の能力に応じ、公平に租税を課することが重要である。

なお、東日本大震災・熊本地震に対する復興支援は、最優先課題であるとともに、わが国では依然として大規模な地震が発生する可能性が高いといわれている。このような状況下において、現在、国家規模の災害危機管理体制整備の見直しが議論となっている。税制面においても、災害が発生する度に震災特例法等を制定するのではなく、「災害税制に関する基本法」を恒久法として整備すべきである。

税制に対する基本的な視点

税制の具体化にあたって、以下の視点を十分配慮し、税制を構築していくべきである。

- (1) 公平性に配慮した税制
- (2) 透明性に配慮した税制
- (3) 国民の理解と納得が得られる税制
- (4) 遷及立法の禁止

本要望書では、喫緊の課題として次の 3 点について特に強く要望する。

1. 消費税の複数税率制度を見直すこと。
2. インボイス制度の導入は、事業者の事務負担を増加させ、免税事業者が取引から排除される虞があるため、現行の請求書等保存方式を維持すべきである。
3. 法人税改革にあたっては、中小法人の厳しい経営環境を十分に配慮のうえ、課税のあり方を慎重に検討すること。

重要要望項目

1. 消費税の複数税率制度を見直すこと。

消費税の複数税率（軽減税率）制度は次に掲げる問題点が指摘されている。

- ① 軽減税率の効果が、低所得者のみならず、高所得者など全世帯に及ぶことになり、低所得者対策としては非効率であること。
- ② 税収減を補うために、社会保障給付の抑制が必要となること。
- ③ 区分経理等により事業者の事務負担が増加すること。
- ④ 適用対象品目の選定が困難であること。

よって、従来より、当連盟は、低所得者への配慮については、単一税率維持と給付制度による措置を要望しており、消費税率引き上げ時による消費税の複数税率制度の導入及びその周辺の規定について再考すべきである。

2. インボイス制度の導入は、事業者の事務負担を増加させ、免税事業者が取引から排除される虞があるため、現行の請求書等保存方式を維持すべきである。

現在、請求書等の保存により制度の透明性は十分に確保されており、適格請求書等保存方式を導入しなくとも、現行の帳簿方式で正確な消費税額の計算が行われている。したがって、現行の「請求書等保存方式」（帳簿方式）を維持すべきである。

また、インボイス制度導入に伴う「免税事業者からの仕入税額控除不適用」とする制度変更是、結果として免税事業者が取引から排除される虞があるため、地域経済の活性化に対して良い影響を与えるものではない。

3. 法人税改革にあたっては、中小法人の厳しい経営環境を十分に配慮のうえ、課税のあり方を慎重に検討すること。

法人税の課税ベースの拡大にあたっては、税制の公平性と透明性の観点から租税特別措置を可能な限り縮減することによりその財源を確保すべきである。

特に全法人の99%を占める中小法人については、厳しい経営環境を十分に配慮のうえ、課税のあり方を慎重に検討しなければならず、特に以下の項目について引き続き、強く要望する。

- ① 外形標準課税を中小法人に導入しないこと。
- ② 中小法人の欠損金の繰越控除制度に係る控除限度額を縮減しないこと。
- ③ オーナー役員に係る給与所得控除については、別途の基準を設けないこと。

個別要望項目

I 個別税法改正項目

1. 消費税関係

- (1) 税率引き上げに伴い、消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。とくに予測性が求められる規定（選択届出制）については、課税の公平が損なわれる虞があるため早急に整備すること。（継続）

※選択届出制は、課税期間開始前までに適用（不適用）の可否を予測して届出する制度となっている「課税事業者選択（不適用）届出」や「簡易課税制度選択（不適用）届出」の2年間継続適用の規定。

- ① 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること。（消法）（継続）

▼ 現行の納税義務免除の制度は、免税事業者と課税事業者とで価格設定のあり方が異なるとの前提にたち、課税期間開始前の基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定している。しかしながら、この制度では、課税期間の課税売上高が多額となった場合でも納税義務が生じない場合や、課税期間の課税売上高が少額となった場合でも納税義務が免除とならない場合があり、小規模事業者への配慮という制度趣旨にそぐわない事象が散見されている。

▼ また、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」を提出しなければならないが、この取り扱いがすべての免税事業者に周知・理解されているとは言い難く、また、すべての免税事業者に課税期間開始前に届出書を提出すべきか否かという高度な判断を求めるることは困難である。届出書の事前提出を行わず、本来受けられるべき消費税の還付を受けられていない事例は少なくない。

▼ こうした弊害を解消するためには、現行の納税義務免除の制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱うこととし、その上で、小規模事業者に配慮した新たな制度を創設することが必要である。具体的には、課税期間の課税売上高が一定金額以下の場合には申告・納付を不要とする制度（「申告不要制度」）、もしくは、課税期間の納付すべき消費税額より一定金額を基礎税額として控除し、納付すべき税額が基礎税額以下の場合には申告・納付を不要とする制度（「基礎税額控除制度」）を創設すべきである。

② 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。（消法 37、同 37 の 2）（継続）

▼ 消費税法 37 条の 2（災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例）では、災害等に伴う不意な設備投資に備え、期首にさかのぼって簡易課税制度の適用を受けることをやめることが認められていることからも、小規模事業者の実情に鑑み、課税売上に対して一定割合以上の課税仕入が生じた事業年度（年分）については、期首にさかのぼって簡易課税制度の不適用が認められるべきである。

(2) 中間申告による納税を任意に選択できる制度に拡充すること。（継続）

▼ 平成 24 年 8 月 22 日に公布された消費税法の一部改正により、中間申告義務のない事業者であっても、選択による六月中間申告納付ができることとなった（改消法 42⑧～⑪）。この制度は、消費税の滞納防止と徴税の効率化の観点から非常に有効であると思われる。

そこで、この制度を更に拡充し、中間申告義務の有無にかかわらず、一月中間申告や三月中間申告についても選択することができるようとするべきである。

2. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。（法法 34）（継続）

▼ 現行法における役員給与は、「定期同額給与」・「事前確定届出給与」・「利益連動給与」のいずれかに該当しなければ損金不算入、さらにそれらに該当する場合であっても、「不相当に高額」か「仮装・隠ぺい」によるものは損金不算入という、いわば原則損金不算入という規定になっている。その中でも、特に「定期同額給与」・「事前確定届出給与」は、いわゆる社会通念上の報酬・賞与とは異なった税法固有の概念となっている。直面している緊急の課題としては、定期同額給与の期中改定に係る「業績悪化改定事由」の適合性について狭義の解釈がリードし、役員給与の減額に伴う損金算入に対する予測可能性が不透明になっていることである。

▼ 役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならない。したがって、損金不算入となる役員給与を限定した上で別段の定めとする条文構造に見直すべきであるとともに、その内容も課税要件が明確かつ常識的なものにすべきである。

3. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越を認めること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること。（措法 31、同 32 等）（所法）（継続）

- ▼ 法人が不動産を譲渡した場合には、その譲渡損失はその法人の他の利益と通算される。これに対し、個人が業務の用に供していた不動産を譲渡したことによる譲渡損失はその個人の他の所得とは損益通算されない。
法人・個人間の課税の公平性の確保、また、譲渡損失が生じた場合の担税力の観点から、個人が業務用不動産を譲渡したことにより生じた譲渡損失についても、損益通算等を認めるべきである。
- ▼ 不動産所得に係る損益通算の特例は、過度な節税への対策として設けられたものである。しかし、土地等の借入金利子の負担により、資金が流出して課税所得が減少していることから、損益通算を制限することは所得のないところに課税することになる。
平成 10 年度改正によって、法人税においては新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例が廃止されていることからも、これとの整合性を保つためにもこの制度は早急に廃止すべきである。

4. 少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げること。また、これに伴い一括償却資産の損金算入制度は廃止すること。（所令 138、同 139、同 139 の 2、法令 133、同 133 の 2、同 134、措法 67 の 5）（継続）

- ▼ 現在、減価償却資産は度重なる改正により、10 万円未満、10 万円以上 20 万円未満、30 万円未満の取得価額によりそれぞれ損金算入限度額が選択できる一方、その結果として事業者の事務処理上の混乱を招くこととなっている。
- ▼ このような煩雑性を防ぎ、減価償却計算に関する事業者の事務処理の負担を軽減するために、一括償却資産の損金算入限度額を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げるべきである。

5. 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度について簡素化を図ること。（継続・一部修正）

- ▼ 復興財源確保法によると、復興財源の 1 つとして復興特別所得税（以下「付加税」という。）が課されることが決定しており、所得税の納税義務者はその納付義務を負うことになるため、源泉徴収を行う場合にも付加税を考慮した税率で行う必要がある。
具体的には、(1)給与等に係る源泉所得税、(2)利子・配当等に係る源泉所得税、(3)報酬等

に係る源泉所得税のケースがあるが、(1)の給与所得者の大半については年末調整制度があり、(2)の利子・配当所得については、一定のケースを除いては申告不要であるのに対し、(3)の報酬については、ほとんどの受給者が確定申告によって精算するという大きな違いがある。

- ▼ そもそも、報酬等を支払う際に源泉徴収を行うのは、国が税金を徴収する事務の効率化及び便宜性を考慮したものであることから、10 % (又は 20 %) という分かりやすい税率にしているところ、付加税を考慮した 10.21 % にした場合には、支払者に多大な事務負担が課される結果となる。

特に実務上は、源泉徴収後の手取額から支給総額を逆算する方式が採られることが少なからずあることからすると、事務処理はかなり煩雑になるとともに、計算上のミスが生じやすい。

- ▼ 確かに、受給者が申告不要のケースもあるが、そのほとんどの者が確定申告により付加税の負担を含めて精算する実情に加え、多大な事務負担の増加による労働力のロス等を総合的に考えた場合、いたずらに杓子定規な取扱いをするよりも、企業や事業者の事務処理の簡便化を優先すべきことから、報酬に係る源泉所得税については、付加税を適用しないなど、簡素化を図るべきである。

6. 取引相場のない株式の評価について評価方法を見直すこと。また、財産評価の基本的事項について必要な法整備を行うこと。(相法 22、評通 1、179、185、186)(新規)

- ▼ 現行の問題点は二つある。一つは優良企業で利益を上げている会社は、上場株式と比べ割高な評価額となることである。事業承継対策が特に必要となるのは業績の良い黒字会社であるにも関わらず、利益を上げるほど円滑な承継が困難となり、経営者にとって深刻な問題となっている。

もう一つは、大企業を中心とした業績の回復過程においては、上場企業の株価が上昇傾向となるが、中小企業への景気回復の派生にはタイムラグが生じることから、類似業種比準価額方式の評価では中小企業の業績は変わらないにも関わらず、株式の評価額が著しく変動し、安定的な事業承継を損ねる結果となっていることである。

- ▼ 以上の理由から、評価方式を純資産価額中心の方式に変更し、かつ、純資産価額方式により算定される株価を抑制すべく会社所有の事業用不動産及び固定資産に係る評価減適用等の次の改正を要望する。

1. 純資産価額評価方式の改正（例示）

①事業用不動産（土地及び建物）の評価減（納税猶予との併用不可）、②事業用固定資産の評価減、③退職給付債務の計上、④営業権を評価しない。

2. 類似業種比準価額方式について小会社及び中会社については廃止し、大会社については現行の取扱いと同様とする。

- ▼ 相続税等における財産評価は、課税標準に直接影響を及ぼすものであるにもかかわらず、評価方法は法令で定められていない。財産評価は租税法律主義に基づき、評価の基本事項を法律本文で明確に定め、具体的な評価方法については政省令で明定すべきである。現行の評価通達のように評価の裁量権が国税庁長官にあるような実態は改めるべきである。

7. 所得控除全体の見直しを行い、必要に応じ簡素な税額控除制度等の導入も検討すること。(所法 72～86) (継続)

- ▼ 現行の所得控除は、個人的事情の斟酌や社会的・政策的要請から導入されているが、度重なる改正により複雑化している。そのため全体を見直し、所得控除を整理、簡素化すべきである。
- ▼ 個人のライフスタイルの多様化等に伴い家族の形態も変容しているが、人的控除は、あくまでも個人単位課税を基礎に考えるべきである。特に配偶者控除については、一方の配偶者の働き方等の選択によって不公平な税制とならないよう見直しを行う必要がある。
- ▼ 個人的事情や社会的・政策的要請等を斟酌し、所得控除に多様な機能を持たせるには自ずと限界がある。これらの斟酌度合いは必要最小限に止め、基礎控除額の増額や簡素な税額控除制度等の導入も検討すべきである。

8. 印紙税制度を見直し、簡素にすること。(継続・一部修正)

下記の理由から印紙税制度を見直し、簡素な制度に改正すべきである。

- ▼ 印紙税は、経済取引を行う際に契約書や領収書等の紙を媒体とした文書に課税される。現在は電子商取引の増加やペーパーレス化が急速に浸透しており、取引形態により課税の有無が新たな不公平を生じかねない。
- ▼ また、印紙税の課税対象とされる文書は 20 種類あるが、印紙税が課税されるか否かの判断等は納税者自らが行わねばならず、経済取引が多様化していることから、その適用にあたり、判断に悩む文書も多いため、簡素にすべきである。

II　納税環境整備に関する項目

1. 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。(共通・継続・一部修正)

- ▼ 過年度においては、納税者に十分な周知がないままの唐突な税制改正が度々行われていた。現在、各省庁において税制改正に関する要望の募集が行われ、徐々にその透明性が確保されつつあるが、十分とはいえない。税制調査会等における会議資料や議事録等が公開されているとはいえ、大綱の閣議決定後の法案作成作業も含めて税制改正過程の透明化を更に図るべきである。この透明性を確保するシステムが、ひいては国民の国政に対する信頼性を確保する有効な手立てとなることからも、今後の一層の充実を望むものである。
- ▼ また、行政立法手続である税務における政省令及び通達の制定改廃についても意見照会のシステムが必要である。

2. 国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。（継続）

- ▼ 平成23年度税制改正において、国税通則法改正案のうち、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にするための第1条の改正及び納税者権利憲章の策定が見送られたことは、これらの改正を長年要望してきた当連盟としては、誠に遺憾である。
- ▼ 平成24年度税制改正大綱でも述べられているように、「平成23年度税制改正法附則第106条の趣旨を踏まえ、納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点」から、早急に国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、あわせて納税者権利憲章を制定するべきである。
- ▼ なお、国税通則法の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にすることについて、行政手続法の目的規定と平仄をとるために、行政運営における透明性の向上を図る趣旨も明確にすべきである。
- ▼ また、納税者権利憲章には「国民の行った手続は、誠実に行われたものとしてこれを尊重すること。」の文言を入れるべきである。憲章を行政文書とするのであれば、その作成過程においてパブリック・コメントを実施する等、国民（納税者）の意見を十分に反映させるべきである。
- ▼ さらに、これらの改正とあわせて国税通則法の題名を改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう変更するべきである。

3. 平成 28 年 1 月から運用が開始されているマイナンバー制度については、厳格かつ適切な運用が必要であり、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと。また個人については、別途個人事業主番号の制度を設けること。（継続・一部修正）

- ▼ マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の行政手続き面で利用され、行政事務の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現のための基礎として運用される。そのためには、次のような整備をすべきである。
 - (1) 番号の記載誤りについて、補正制度を導入すること。
 - (2) マイナンバー制度に関する政省令や通達などの命令等を制定する際は、例外なくパブリック・コメントを実施すること。
 - (3) 個人については、個人番号とは別に「個人事業主番号」の制度を設けること。
 - (4) 税理士が納税者の個人番号を記載した税務書類を書面により税務署等に提出する場合でも、番号法上の本人確認が税理士により既に完了しているものとして、納税者本人の番号確認書類の提出を不要とすること。

4. 電子申告の利用促進のため、受付時間の拡大等を図ること。（継続・一部修正）

- ▼ e-Tax と eLTAX の統一的な運用を行い、納税者の事務負担の軽減と行政事務の効率化を図ること。
- ▼ e-Tax 及び eLTAX については受付時間の一部拡大がされたが、さらに土曜日及び日曜日並びに申告集中時期の 24 時間運用を行うこと。
- ▼ 受付時間外にあっても、ポータルサイトからのソフトウェアのダウンロードや PCdesk 起動時のバージョンアップ、申請書等の作成、データの受け取り、メッセージボックスの確認といった作業が可能となるよう、システム変更をすること。
- ▼ 電子申告の利便性の向上のため、必要とされるすべての添付資料について PDF やその他の方による電子送信を可能にすること。

III 国及び地方公共団体の会計制度改革（継続）

財政再建の議論を行うためには、我が国の眞の財政状況を把握する必要がある。しかし、現在、国が公表している財務書類では適正な財政状態の把握は困難である。増税や歳出削減に対する国民の理解を得るために、複式簿記に基づく発生主義会計の導入により、財務諸表の信頼性と検証可能性を高めるべきである。